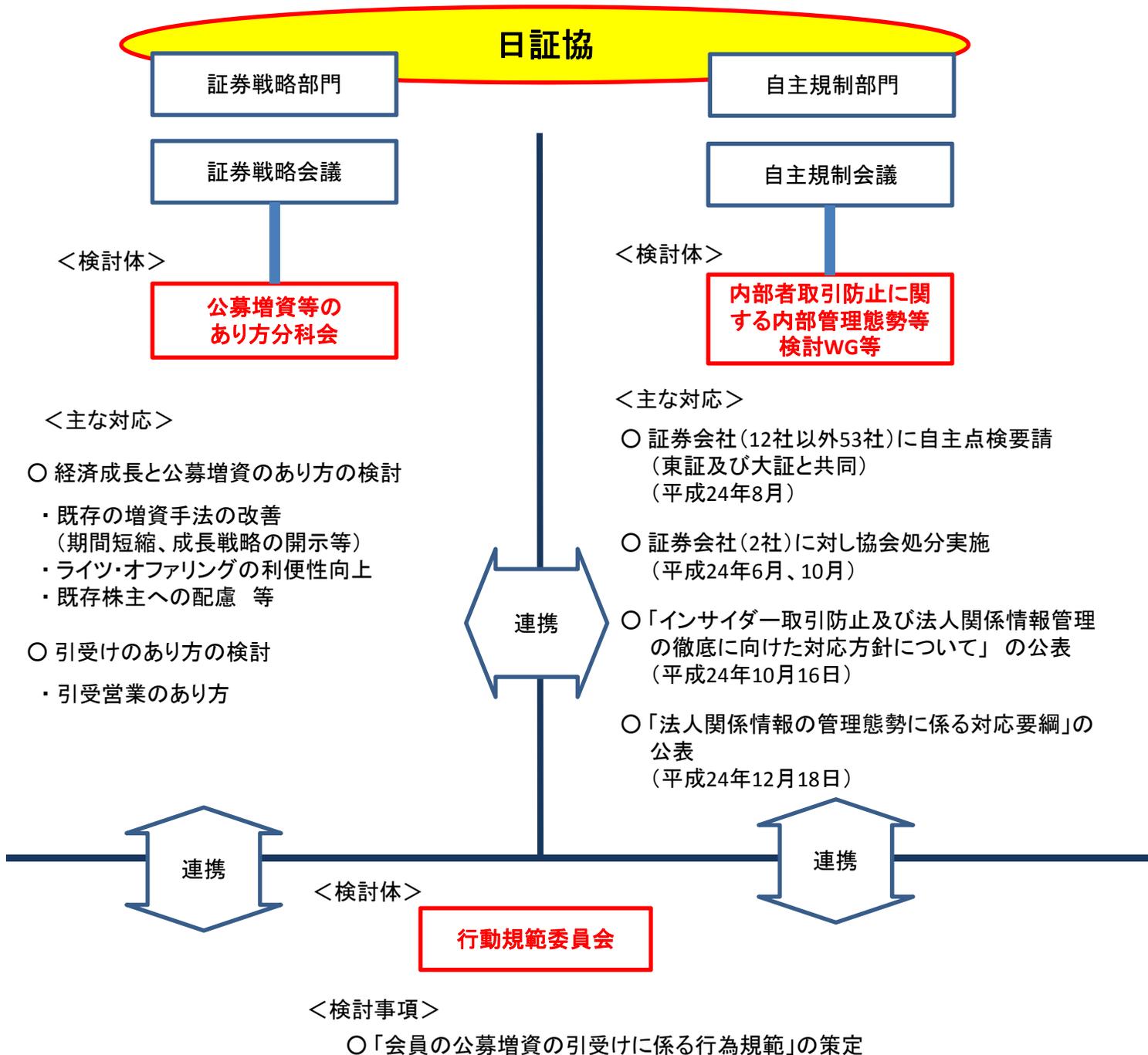
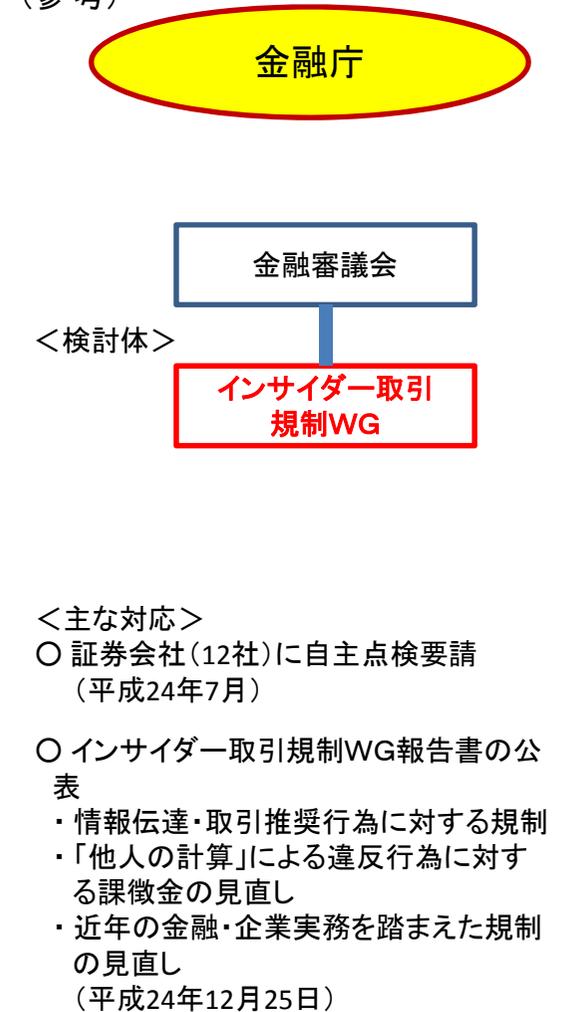


本協会における増資インサイダー問題への対応



(参考)



会員の公募増資等の引受けに係る行動規範 (平25. 3. 21決議)

本協会および会員は、今般の一連の公募増資を巡るインサイダー取引問題を厳粛に受け止め、法人関係情報の管理の徹底をはじめとする様々な取組みを進めている。

我が国の金融資本市場に対する信頼性の向上と、国内外の利用者にとって魅力ある利便性の高い金融資本市場の実現に向けて、会員は、何よりもまず法令や自主規制規則の遵守を徹底していかなければならない。

その上で、会員は、より高度な自己規律を保持しつつ、良質な金融サービスの提供を通じて、我が国経済の成長と金融資本市場の適正な発展に向けた不断の努力を重ねていく必要がある。

このような基本観の下、会員は、公募増資等の引受けおよびそれに向けた提案や協議を行うにあたり、以下の点を強く認識したうえで行動することを改めて確認する。

1. 直接金融の担い手という社会的使命を踏まえ、発行会社の財務状況や、経済状況・市場動向等を十二分に勘案し、最適な資金調達手法や時期を考慮すること。
2. 既存株主の権利が著しく損なわれることがないかを含め、当該公募増資等が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否かの観点に留意すること。
3. 発行会社が想定する公募増資後の成長戦略について、市場に受け入れられるか否かの観点から確認し、市場の理解を得るために十分かつわかりやすい開示を行うよう発行会社に要請すること。

本協会における行動規範の位置付け等について

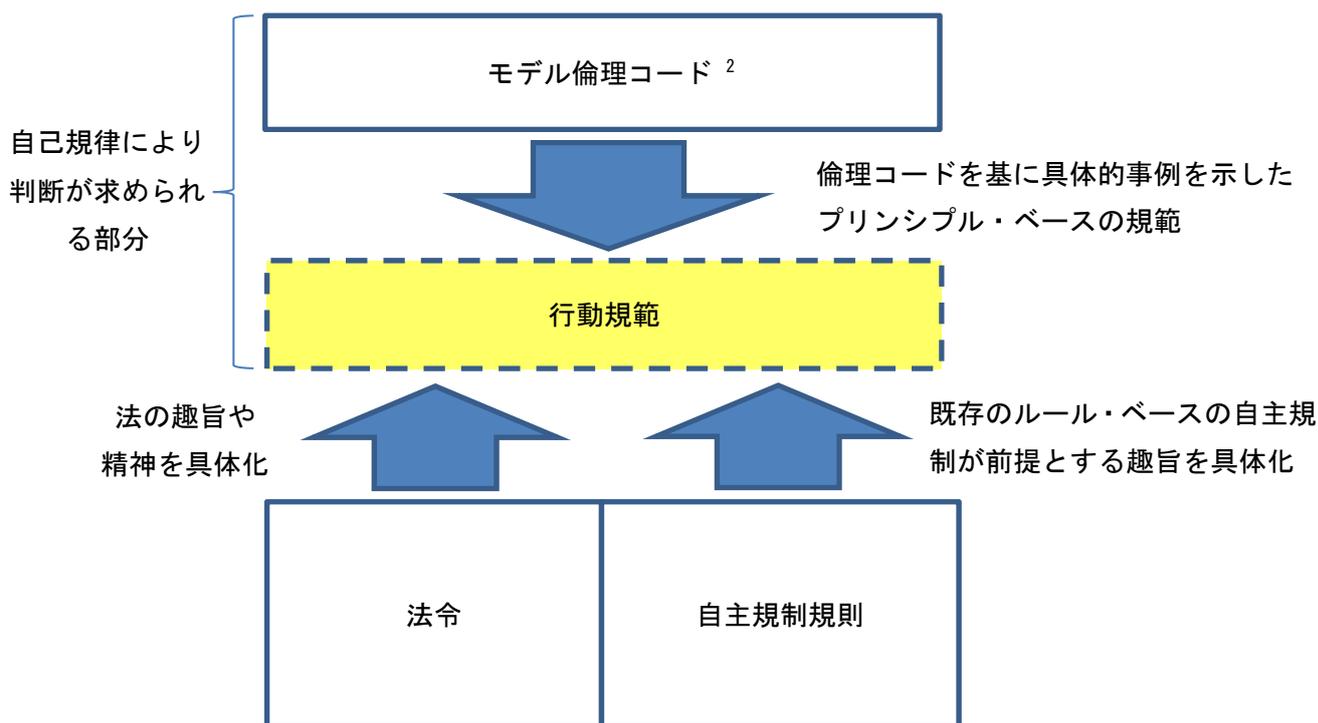
平成 25 年 4 月 16 日

1. 行動規範とは

本協会の定める行動規範とは、「法令及び定款その他の規則等に直接定めのない事項に関する、金融商品取引業を営む者として望ましいとされるべき行動又は慣行」について定めるもの。（定款施行規則 18 条の 2 第 1 項）

平成 19 年 4 月 13 日付け「証券会社の倫理コードに関する研究会」報告書（以下「報告書」という。）では、行動規範を、「各社が保有するいわば高次とでもいうべき倫理コード¹」を基に具体的事例を示したいわばプリンシプル・ベースの行動規範（いわゆるベスト・プラクティス）」として位置付けている。（報告書Ⅲ. 3.）

2. 行動規範の位置付け（概念図）



〈報告書の内容を基に事務局作成〉

¹ 現在、協会員は、本協会の「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」に基づき、それぞれに倫理コードを保有するとともに、法令及び規則等に直接定めのないものの倫理コードに照らして望ましくないものであると判断する事案又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断する事案について、自主的に本協会に報告する等の義務が課されている。

² モデル倫理コードとは、本協会が「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」に基づき定める、協会員が保有する倫理コードに含めるべき内容。

3. 規範としての効力

- (1) 行動規範は、本協会の自主規制の対象外であり、定款上の処分（譴責、過怠金の賦課等）及び勧告の対象とはならない。
- (2) 行動規範委員会³は、協会の行動及び慣行について審議すべき事案が発生した場合は、当該協会員から事情聴取・意見聴取を行うとともに、当該行動又は慣行が行動規範に基づいたものではないと判断した場合には、その旨を公表することができる。（行動規範委員会規則 12～13 条、定款 56 条 5 項 2 号）

以 上

³ 行動規範委員会は、定款第 64 条の 2 に基づき設置され、同第 56 条第 5 項の規定に基づき理事会から行動規範に関する事項の決議及び業務の執行に係る権限を委任された委員会であり、協会の役職員の他、弁護士・有識者等で構成される。

行動規範委員会委員名簿

平成 25 年 3 月 21 日

| | | |
|-----------|------|---------------|
| 委員長 | 日野正晴 | (弁護士) |
| 副委員長 | 前哲夫 | (日本証券業協会会長) |
| 副委員長・公益委員 | 高木祥吉 | (アフラック特別顧問) |
| 公益委員 | 金子晃 | (慶應義塾大学名誉教授) |
| 〃 | 川上徹也 | (パナソニック客員) |
| 〃 | 山崎彰三 | (日本公認会計士協会会長) |
| 会員委員 | 古賀信行 | (野村証券取締役会長) |
| 〃 | 鈴木茂晴 | (大和証券代表取締役会長) |
| 特別会員委員 | 大蔵一之 | (信金中央金庫常務理事) |
| 〃 | 塚本隆史 | (みずほ銀行取締役頭取) |

(五十音順・敬称略)

「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」の設置について

平成 24 年 9 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 設置の目的

我が国経済が新たな成長を実現していくためには、金融・資本市場の根幹とも言える株式市場が、企業の円滑な資金調達の間として、また、国民の健全な資産形成の間として、その機能を十分に発揮していくことが不可欠である。

このため、我が国経済の再生とさらなる成長に向けて、我が国における公募増資等を巡る諸課題を整理のうえ、そのあり方について集中的に議論を行うため、証券戦略会議の下に、「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」（以下「分科会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 我が国における公募増資制度の変遷、欧米との比較等
- (2) 証券会社による公募株式の引受けのあり方
- (3) 経済の活性化と公募増資のあり方

※ 上記(3)の検討は、上記(1)及び(2)における整理を踏まえて行う。

3. 構成・運営

- (1) 分科会は、証券戦略会議の委員、会員代表者、会員の役員又は学識経験者から選任する委員をもって構成する。
- (2) 分科会の委員は、証券戦略会議議長が選任する。
- (3) 分科会の委員長及び副委員長は、委員のうちから証券戦略会議議長が選任する。
- (4) 分科会の委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

4. スケジュール（予定）

適宜、証券戦略会議等に中間報告を行うとともに、平成 25 年 6 月末までに最終報告書の取りまとめを行う。

5. 事務局

分科会の事務局は、日本証券業協会 企画部が担当する。

以 上

「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」名簿

平成 24 年 10 月
日本証券業協会

| | | |
|------|-------|------------------------------------|
| 委員長 | 横尾敬介 | (みずほ証券 常任顧問) |
| 副委員長 | 松本大 | (マネックス証券 代表取締役社長CEO) |
| 委員 | 石井登 | (立花証券 代表取締役社長) |
| 〃 | 乾裕 | (エース証券 代表取締役会長兼CEO) |
| 〃 | 今村九治 | (今村証券 代表取締役社長) |
| 〃 | 岩木川雅司 | (SMB C 日興証券 専務取締役) |
| 〃 | 尾崎哲 | (野村證券 執行役員副社長) |
| 〃 | 佐護勝紀 | (ゴールドマン・サックス証券 取締役副社長 証券部門統括) |
| 〃 | 高橋昭夫 | (大和証券 代表取締役副社長) |
| 〃 | 中村春雄 | (三菱UFJモルガン・スタンレー証券 取締役副社長 投資銀行本部長) |
| 〃 | 松井道夫 | (松井証券 代表取締役社長) |

以上 11名
(敬称略・五十音順)

本協会の自主規制規則の見直しに関する提案の募集について

平成 25 年 4 月 16 日
日本証券業協会

1. 目的

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」(平成 22 年 6 月 29 日)における提言を受け、実効性のある自主規制規則の制定等を目的として、平成 23 年 1 月 18 日、「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」(以下「基本的考え方」という。)を取りまとめたところである。

上記基本的考え方において「定期的(年 1 回程度)に、協会員等に対して規則の見直し等に関する意見・要望の募集を実施し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管分科会等において審議を行い、見直しを行う。」ことが謳われたことを踏まえ、本年度においても、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集する。

2. 募集方法

(1) 募集対象

協会員及び協会ホームページを通じて幅広い関係者等に意見募集

(2) 募集内容

本協会の自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則及び関連するガイドライン等の見直し等に関する提案

(3) 募集期間

平成25年4月16日(火)から5月17日(金)まで

(4) 提出方法

別表様式に提案内容を記載のうえ、自主規制企画部あてに電子メールにて提出

3. 今後の検討手順・スケジュール

| 時期 | 検討手順・スケジュール |
|------------------------|--|
| 平成 25 年 | |
| 4 月 16 日 - 5 月 17 日 | ○「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集期間 (協会員通知及びホームページに掲載) |
| 6 月 | ○協会事務局において提案を整理・検討 |
| | ○協会事務局が「課題整理(仕分け表)」作成 (重要項目は、当面の主要課題に反映) |
| 7 月 | ○自主規制会議、各所管分科会において「検討計画」を報告・公表 |

| 時期 | 検討手順・スケジュール |
|-------|---|
| 12月 | ○自主規制会議、各所管分科会において「検討結果」を報告・公表 |
| 平成26年 | |
| 1月 | ○各所管分科会において「規則改正案のパブコメ実施」を審議・公表 ○自主規制会議において「規則改正案のパブコメ実施」を報告 |
| 2月 | ○自主規制会議、各所管分科会において「規則改正案」を審議・公表 |
| 4月 | ○規則改正施行 |

※平成26年度以降も、上記のスケジュールに沿って年1回を目処に実施する。

以 上

これまでの自主規制規則の見直しについて

平成 25 年 4 月 16 日

【平成 23 年度】

| | 提案事項 | | 結果 |
|---|---|---|---|
| 1 | 有価証券の引受けを行う際の親引けに関する制限及び公正な配分に関するルールのあり方の見直し 【有価証券の引受け等に関する規則、株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則】 | ⇒ | 対応済 規則改正日：平成 24 年 7 月 17 日 施行日：平成 24 年 10 月 1 日 |
| 2 | 外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出義務の見直し等 【外国証券の取引に関する規則】 | ⇒ | 対応済 規則改正日：平成 24 年 3 月 19 日 施行日：平成 24 年 4 月 9 日 |
| 3 | 外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の見直し等 【外国証券の取引に関する規則】 | ⇒ | 対応済 規則改正日：平成 24 年 3 月 19 日 施行日：平成 24 年 4 月 1 日 |

【平成 24 年度】

| | 提案事項 | | 結果 |
|---|---|---|---|
| 1 | 適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等について、上場前の勧誘制限を緩和すること。 【外国証券の取引に関する規則】 | ⇒ | 対応済 平成 24 年 12 月 18 日付会員通知において、規則上の解釈の明確化を図った |
| 2 | 「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の施行を受け、過去に制定した暴力団排除に関する理事会決議の見直しを行うこと。 【「暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について」（平成 3 年 11 月 20 日理事会決議）、「証券会社の顧客管理等に関する行為規準」（平成 9 年 8 月 8 日理事会決議）】 | ⇒ | 対応済 両理事会決議：廃止（平成 24 年 12 月 31 日） （平成 24 年 11 月 27 日付会員通知） |
| 3 | アナリストが対象会社の有価証券を保有している場合に、「生計を一にする家族又は同居している家族」の保有分も含めてアナリスト・レポートに表示することになっているが、この点を改め、アナリストの家族の保有分については、アナリスト自身がその家族の投資判断に関与している場合に限定すること。 【「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方（ガイドライン）】 | ⇒ | 対応済 ガイドライン改正日：平成 25 年 4 月 16 日 |
| 4 | 利益相反事項の開示方法として、レポートに記載する方法の代わりに、ホームページ上に利益相反事項を全 | | 対応済 ガイドライン改正日：平成 25 年 4 |

| | 提案事項 | 結果 |
|---|---|---|
| | <p>て掲載した上でレポートにはリンク先のアドレスのみを示すなどの方法を選択することも可能であることを明記すること。</p> <p>【「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方(ガイドライン)】</p> | <p>月 16 日</p> |
| 5 | <p>従業員持株会等の臨時拠出金について、株主割当有償増資（ライツオフリングを含む。）の場合の上限（1 会員 1 回につき 100 万円）を撤廃すること（法令改正要望含む。）。</p> <p>【持株制度に関するガイドライン】</p> | <p>『国民の声』規制・制度改革についての集中受付」に対し、証券評議会名にて規制改革要望を内閣府に提出</p> |
| 6 | <p>非対面取引における仮名取引排除に関して、何らかのガイドラインを制定すること。</p> <p>【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則等】</p> | <p>対応済</p> <p>インターネット証券評議会「インターネット取引における本人確認方法について」において対応 (平成 24 年 3 月 21 日付会員通知)</p> |

『アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則』に関する考え方」の一部改正について

平成 25 年 4 月 16 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

協会員におけるインサイダー取引防止及び法人関係情報の管理の徹底を図るため『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方が制定されたことを受け、『アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則』に関する考え方について所要の改正を行うこととする。

また、昨年の「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」において、アナリスト・レポートにおける利益相反の表示について見直しの提案がなされたことを受け、同考え方の改正を行うこととする。

II. 改正の内容

1. 『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方の制定に伴う改正

(1) アナリスト・レポートの審査項目の例示として、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報の提供の禁止を加える。(第4条第1項の考え方)

また、協会員において管理すべき重要情報の例示として、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報を加える。(第8条第1項の考え方)

(2) アナリスト個人の有価証券の売買等・保有の承認の際の確認項目の例示として、示唆情報等（法人関係情報を取得していることを示唆する情報及び法人関係情報の存在を推知し得る情報）を利用して行われるものでないことを加える。(第15条第1項の考え方)

また、役職員の有価証券の売買等に係る規定として、示唆情報等を利用した売買等の禁止を加える。(第15条第3項の考え方)

2. 自主規制規則の見直しに関する提案を受けた改正

(1) 協会員とアナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反関係の表示について、株式等の大量保有以外の重大な利益相反の関係についても、ホームページでの提供を行うことができることとする。(第6条第1項の考え方)

(2) アナリストの家族の有価証券の保有に係る利益相反関係の表示については、利益相反管理（家族の有価証券保有についてのアナリストによる誓約等）について社内規則等が整備されているときは、アナリストが家族の当該有価証券の投資に関与している場合又はアナリストが家族の当該有価証券の保有を把握している場合のみを表示の対象とすることができることとする。(第6条第1項の考え方)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先: 日本証券業協会 自主規制企画部 (電話 03-3667-8470)

以 上

資料6-2

『アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則』に関する考え方」の一部改正について

平成25年4月16日

(下線部分変更)

| 自主規制規則 | 自主規制規則の考え方（新） | 自主規制規則の考え方（旧） |
|--|---|---|
| <p>（社内審査）</p> <p>第4条 協会員は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう努めなければならない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・各社において策定する指針の項目及び審査担当者の審査項目として考えられる項目は、広告等の表示及び景品類の提供に関する規則（以下「広告等規則」という。）第4条第1項に規定する禁止行為に加え、次のとおりである。 イ 誇大又は煽動的な表示、恣意的又は過度に主観的な表示等の禁止 ロ 断定的な表示の禁止 ハ 虚偽表示の禁止 ニ <u>法人関係情報及び将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）として協会員において管理している情報をいう。以下同じ。）</u>の提供の禁止 ホ 有価証券届出書の届出前の勧誘の禁止 ヘ 評価、業績、新技術、新製品等の予測についての根拠の表示 ト 目標株価についての根拠及び達成の予想期間の表示 チ データ、統計等の出所の表示 リ アナリスト・レポートの内容と引用している株価、データ、統計等の適切性の確認 ヌ アナリストの意見と事実の明確な区別 | <ul style="list-style-type: none"> ・各社において策定する指針の項目及び審査担当者の審査項目として考えられる項目は、広告等の表示及び景品類の提供に関する規則（以下「広告等規則」という。）第4条第1項に規定する禁止行為に加え、次のとおりである。 イ 誇大又は煽動的な表示、恣意的又は過度に主観的な表示等の禁止 ロ 断定的な表示の禁止 ハ 虚偽表示の禁止 ニ <u>未公表の法人関係情報の提供の禁止</u> ホ 有価証券届出書の届出前の勧誘の禁止 ヘ 評価、業績、新技術、新製品等の予測についての根拠の表示 ト 目標株価についての根拠及び達成の予想期間の表示 チ データ、統計等の出所の表示 リ アナリスト・レポートの内容と引用している株価、データ、統計等の適切性の確認 ヌ アナリストの意見と事実の明確な区別 |

| 自主規制規則 | 自主規制規則の考え方（新） | 自主規制規則の考え方（旧） |
|--|--|---|
| <p>2～3（省略）</p> | <p>ル 適切な担保文言（ディスクレーム）の記載</p> <p>ヲ レーティングの定義の記載</p> | <p>ル 適切な担保文言（ディスクレーム）の記載</p> <p>ヲ レーティングの定義の記載</p> |
| <p>（利益相反についての表示等）</p> <p>第 6 条 協会員は、アナリスト・レポートを作成する（翻訳する場合を除く。）に当たっては、協会員又は当該アナリスト・レポートの作成者であるアナリストが当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合には、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示しなければならない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「当該アナリスト・レポートの対象会社」とは、当該アナリスト・レポートにおいて、分析、評価等の対象となっている有価証券を発行している会社をいう。 ・「利益相反の関係にある」とは、アナリストが対象会社の分析、評価等を行うに際し、アナリストの意見の独立性に影響を与えうる状態が発生する可能性が高いと考えられる関係又は状況をいう。 ・次のような場合には、協会員が対象会社と重大な利益相反の関係にある場合に該当するものと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 協会員と対象会社が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条に規定する親会社、子会社、関連会社又は関係会社の関係にある。 ロ 協会の役員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）が対象会社の役員となっている。 ハ 協会員が対象会社の株式等を 5% 超保有している。（株式に係るアナリスト・レポートに限って差し支えない。） ・<u>上記イ、ロ又はハの重大な利益相反の</u> <u>関係の内容については、アナリスト・</u> <u>レポートにおける表示に代えて、ホー</u> <u>ムページにおいて閲覧に供すること</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・「当該アナリスト・レポートの対象会社」とは、当該アナリスト・レポートにおいて、分析、評価等の対象となっている有価証券を発行している会社をいう。 ・「利益相反の関係にある」とは、アナリストが対象会社の分析、評価等を行うに際し、アナリストの意見の独立性に影響を与えうる状態が発生する可能性が高いと考えられる関係又は状況をいう。 ・次のような場合には、協会員が対象会社と重大な利益相反の関係にある場合に該当するものと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 協会員と対象会社が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条に規定する親会社、子会社、関連会社又は関係会社の関係にある。 ロ 協会の役員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）が対象会社の役員となっている。 ハ 協会員が対象会社の株式等を 5% 超保有している。（株式に係るアナリスト・レポートに限って差し支えない。） |

| 自主規制規則 | 自主規制規則の考え方（新） | 自主規制規則の考え方（旧） |
|--------|--|---|
| | <p><u>ができる。この場合には、ホームページにおいて閲覧に供している旨、ホームページのアドレス及び連絡先（ホームページを閲覧できる環境にない顧客を想定し、当該内容について回答できる連絡先（窓口を含む。））をアナリスト・レポートに表示する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記ロ又はハにおいて、重大な利益相反の関係にあるか否かの確認は、定期的に行うことで差し支えないと考えられる。 ・上記ハに係る表示内容としては、次のいずれかの内容が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 対象会社について金商法第 27 条の 23 に規定する大量保有報告書を提出している旨を表示する。 ロ 対象会社の株式等を 5 % 超（又は 5 % 以下の割合）保有している旨及び保有割合の計算の根拠又は基準等を表示する。 <p>・上記において、5 % 以下の割合（例えば、1 %）を基準として、重大な利益相反の開示に係る表示を行うことは差し支えないと考えられる。また、保有割合を計算するに当たっての基準については、各社において合理的であると認められる基準を制定し、当該基準に従うことで差し支えないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のような場合には、アナリストが対象会社と重大な利益相反の関係にあ | <ul style="list-style-type: none"> ・上記ロ又はハにおいて、重大な利益相反の関係にあるか否かの確認は、定期的に行うことで差し支えないと考えられる。 ・上記ハに係る表示内容としては、次のいずれかの内容が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 対象会社について金商法第 27 条の 23 に規定する大量保有報告書を提出している旨を表示する。 ロ 対象会社の株式等を 5 % 超（又は 5 % 以下の割合）保有している旨及び保有割合の計算の根拠又は基準等を表示する。 ハ <u>上記イ又はロの内容を当該協会のホームページにおいて閲覧に供している場合には、その旨、ホームページのアドレス及び連絡先（ホームページを閲覧できる環境にない顧客を想定し、当該内容について回答できる連絡先（窓口を含む。））を表示する。</u> <p>・上記において、5 % 以下の割合（例えば、1 %）を基準として、重大な利益相反の開示に係る表示を行うことは差し支えないと考えられる。また、保有割合を計算するに当たっての基準については、各社において合理的であると認められる基準を制定し、当該基準に従うことで差し支えないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のような場合には、アナリストが対象会社と重大な利益相反の関係にあ |

| 自主規制規則 | 自主規制規則の考え方（新） | 自主規制規則の考え方（旧） |
|--|---|--|
| <p>2 会員は、自社が株券（優先出資証券（金商法第2条第1項第7号に規定する有価証券をいう。）、外国株預託証券（金商法第2条第1項第20号に規定する有価証券等のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する証券をいう。）及び外国株信託受益証券（金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外</p> | <p>る場合に該当するものと考えられる。</p> <p>イ アナリストが対象会社の職員、顧問となっている。</p> <p>ロ アナリストの家族（生計を一にする家族又は同居している家族をいう。以下同じ。）が対象会社の役員となっている。</p> <p>ハ アナリストが対象会社の有価証券を保有している。</p> <p><u>ニ アナリストの家族が対象会社の有価証券を保有している。</u></p> <p><u>(注) 上記ニにおいて、アナリストが家族の当該有価証券の投資に参与している場合又はアナリストが家族の当該有価証券の保有を把握している場合のみを開示の対象とすることの利益相反管理について社内規則等が整備されているときは、これらの場合以外の家族による当該有価証券の保有については「重大な利益相反の関係にある場合」に該当しないこととすることができる。</u></p> <p>・ <u>自社が主幹事となった旨については、アナリスト・レポートにおける表示に代えて、ホームページにおいて閲覧に供することができる。この場合には、ホームページにおいて閲覧に供している旨、ホームページのアドレス及び連絡先（ホームページを閲覧できる環境にない顧客を想定し、当該内容について回答できる連絡先（窓口を含む。））をアナリスト・レポートに表示する。</u></p> | <p>る場合に該当するものと考えられる。</p> <p>イ アナリストが対象会社の職員、顧問となっている。</p> <p>ロ アナリストの家族（生計を一にする家族又は同居している家族をいう。以下同じ。）が対象会社の役員となっている。</p> <p>ハ <u>アナリスト又はその家族が対象会社の有価証券を保有している。</u></p> <p>・ <u>自社が主幹事となった旨をホームページにおいて閲覧に供している場合には、その旨、ホームページのアドレス及び連絡先（ホームページを閲覧できる環境にない顧客を想定し、当該内容について回答できる連絡先（窓口を含む。））を表示することができる。</u></p> |

| 自主規制規則 | 自主規制規則の考え方（新） | 自主規制規則の考え方（旧） |
|--|---------------|---------------|
| <p>国株券（金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。）であるものをいう。）を含む。以下同じ。）、新株予約権証券（金商法第2条第1項第9号に規定する有価証券をいう。）又は新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に関し主幹事会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下同じ。）となり、当該募集若しくは売出しに係る有価証券届出書、発行登録追補書類若しくは有価証券通知書（以下「有価証券届出書等」という。）の提出日又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券情報（金商法第27条の31に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）の提供若しくは公表が行われた日から1年間を経過するまでの間に当該会</p> | | |

| 自主規制規則 | 自主規制規則の考え方（新） | 自主規制規則の考え方（旧） |
|--|---|---|
| <p>社の株式に係るアナリスト・レポートを发表する場合には、主幹事会社となった旨を当該アナリスト・レポートにおいて表示しなければならない。</p> <p>3～4 （省 略）</p> | | |
| <p>（情報管理の徹底）</p> <p>第 8 条 協会員は、次の各号に掲げる情報（以下「重要情報」という。）について、適正に管理しなければならない。</p> <p>1 アナリスト・レポートを執筆するに際し、アナリストが担当している会社及び社内の他の部門等から入手した情報、又は審査担当者がアナリスト・レポートの審査に当たり入手した情報であって次に掲げるもの</p> <p>イ 法人関係情報（金商業等府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。）</p> <p>ロ イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考</p> | <p>・「イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報とは、法人関係情報に該当するか否か必ずしも明確でない情報も含む概念であるが、具体的</p> | <p>・「イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報とは、法人関係情報に該当するか否か必ずしも明確でない情報も含む概念であるが、具体的</p> |

| 自主規制規則 | 自主規制規則の考え方（新） | 自主規制規則の考え方（旧） |
|---|---|---|
| <p data-bbox="204 210 379 241">えられるもの</p> <p data-bbox="153 689 432 1003">2 発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの</p> <p data-bbox="124 1451 360 1482">2 (省 略)</p> | <p data-bbox="488 210 951 241">には、次のようなものが考えられる。</p> <p data-bbox="480 255 963 336">イ <u>将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報</u></p> <p data-bbox="480 349 963 430">ロ <u>業績が予測どおりであること（上記イ以外のもの）</u></p> <p data-bbox="480 443 963 672">ハ <u>アナリスト・レポートの対象会社以外の会社の新商品開発・業務提携に関する情報であり、対象会社の収益見込み等に重大な影響を及ぼすと考えられるもの（上記イ以外のもの）</u></p> <p data-bbox="472 685 963 958">・「発表」とは、「アナリスト・レポートの内容が多数の顧客に知りうる状態に置かれていること」をいうが、「発表」の具体的な時期又はより具体的な定義については各社で合理的と考える時期・定義を定めるものとする。</p> <p data-bbox="472 972 963 1200">・次のような情報は、「発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報に該当するものと考えられる。</p> <p data-bbox="496 1214 831 1388">イ 新規のカバレッジ ロ レーティングの変更 ハ 目標株価の大幅な変更 ニ 収益予測の大幅な変更</p> | <p data-bbox="1019 210 1482 241">には、次のようなものが考えられる。</p> <p data-bbox="1011 349 1434 380">イ 業績が予測どおりであること</p> <p data-bbox="1011 443 1501 672">ロ アナリスト・レポートの対象会社以外の会社の新商品開発・業務提携に関する情報であり、対象会社の収益見込み等に重大な影響を及ぼすと考えられるもの</p> <p data-bbox="1003 685 1501 958">・「発表」とは、「アナリスト・レポートの内容が多数の顧客に知りうる状態に置かれていること」をいうが、「発表」の具体的な時期又はより具体的な定義については各社で合理的と考える時期・定義を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1003 972 1501 1200">・次のような情報は、「発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報に該当するものと考えられる。</p> <p data-bbox="1027 1214 1362 1388">イ 新規のカバレッジ ロ レーティングの変更 ハ 目標株価の大幅な変更 ニ 収益予測の大幅な変更</p> |
| <p data-bbox="124 1554 432 1630">（アナリストの意見の独立性の確保等）</p> <p data-bbox="116 1644 432 1917">第 10 条 協会員は、アナリストの意見の独立性を確保する観点から、適切な組織体制及び報酬体系を整備しなければならない。</p> | <p data-bbox="472 1644 963 1774">・次のような組織体制及び報酬体系は、アナリストの意見の独立性の確保の観点から問題があると考えられる。</p> <p data-bbox="480 1787 963 1868">イ アナリストが引受部門又は投資銀行部門に所属していること</p> <p data-bbox="480 1881 963 2011">ロ アナリストの報酬を引受部門又は投資銀行部門の特定の案件と連動させていること</p> <p data-bbox="480 2024 963 2056">ハ アナリストの報酬の決定に引受部</p> | <p data-bbox="1003 1644 1501 1774">・次のような組織体制及び報酬体系は、アナリストの意見の独立性の確保の観点から問題があると考えられる。</p> <p data-bbox="1011 1787 1501 1868">イ アナリストが引受部門又は投資銀行部門に所属していること</p> <p data-bbox="1011 1881 1501 2011">ロ アナリストの報酬を引受部門又は投資銀行部門の特定の案件と連動させていること</p> <p data-bbox="1011 2024 1501 2056">ハ アナリストの報酬の決定に引受部</p> |

| 自主規制規則 | 自主規制規則の考え方（新） | 自主規制規則の考え方（旧） |
|--|---|---|
| <p>2 協会員は、アナリストがアナリスト・レポートを執筆するに当たり、協会員の引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等からの不当な干渉及び介入を受ける等、アナリストの意見の独立性が阻害されることのないよう指導及び監督しなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> | <p>門又は投資銀行部門の者が直接関与すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アナリストの報酬の一部が引受部門又は投資銀行部門の特定の案件の手数料の〇%相当額というように決定されている場合には、上記ロの「引受部門又は投資銀行部門の特定の案件と連動」しているものと考えられる。 ・発表前のアナリスト・レポートを調査部門から引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等に通知することは、不当な干渉及び介入の温床となるおそれがあるものとする。 ・第2項の規定は、例えば、審査担当者又は内部管理部門の者を通じて引受部門等に確認したところ、引受部門等が、アナリスト・レポートにおいて客観的に不正確な記述、<u>法人関係情報、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報</u>若しくは利益相反等の存在又はそれに関連するような記述を発見したため、法令遵守のためにそれらの表現の修正又はさらに詳細なデータの掲載を審査担当者又は内部管理部門の者を通じて当該アナリストに求めることを妨げるものではない。 | <p>門又は投資銀行部門の者が直接関与すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アナリストの報酬の一部が引受部門又は投資銀行部門の特定の案件の手数料の〇%相当額というように決定されている場合には、上記ロの「引受部門又は投資銀行部門の特定の案件と連動」しているものと考えられる。 ・発表前のアナリスト・レポートを調査部門から引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等に通知することは、不当な干渉及び介入の温床となるおそれがあるものとする。 ・第2項の規定は、例えば、審査担当者又は内部管理部門の者を通じて引受部門等に確認したところ、引受部門等が、アナリスト・レポートにおいて客観的に不正確な記述、<u>インサイダー情報</u>若しくは利益相反等の存在又はそれに関連するような記述を発見したため、法令遵守のためにそれらの表現の修正又はさらに詳細なデータの掲載を審査担当者又は内部管理部門の者を通じて当該アナリストに求めることを妨げるものではない。 |
| <p>(アナリスト等の証券取引への対応)</p> <p>第15条 協会員は、アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等及び保有を原則として禁止する等により、アナリスト</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を例外的に行う場合には、以下のすべての条件等に従う必要があるものと考えられる。 イ 調査部門の長又は内部管理部門の事前の承認を受けた後に取引を行う。 ロ 当該銘柄のアナリスト・レポート | <ul style="list-style-type: none"> ・当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を例外的に行う場合には、以下のすべての条件等に従う必要があるものと考えられる。 ① 調査部門の長又は内部管理部門の事前の承認を受けた後に取引を行う。 ② 当該銘柄のアナリスト・レポート |

| 自主規制規則 | 自主規制規則の考え方（新） | 自主規制規則の考え方（旧） |
|--|---|---|
| <p>の公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当</p> | <p>の評価等と相反する取引は原則として行わない。</p> <p>ハ 原則として短期売買は行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記イの承認を行うに当たっては、当該アナリストの有価証券の売買等・保有が、<u>以下の情報</u>を利用して行われるものでないことを確認する必要がある。 <p><u>イ 第8条第1項に規定する「重要情報」</u></p> <p><u>ロ 管理部門又は法人関係部門（それぞれ、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第2条第2号及び第3号に規定する「管理部門」及び「法人関係部門」をいう。以下同じ。）から伝達された、法人関係情報を取得していることを示唆する情報</u></p> <p><u>ハ 銘柄名は伝達しないものの、業種、増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る情報</u></p> <p><u>（注）以下、上記ロとハの情報をあわせて「示唆情報等」という。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アナリストが対象会社の有価証券を保有している場合には、利益相反の関係に該当するものと考えられることから、第6条第1項に従いその旨をアナリスト・レポートにおいて表示する必要がある。 ・第1項の趣旨をより厳格に徹底するのであれば、例えば、アナリストの家族の証券取引について社内規則を設け、指導・監督することが考えられる。 ・「外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認する」方法 | <p>の評価等と相反する取引は原則として行わない。</p> <p>③ 原則として短期売買は行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①の承認を行うに当たっては、当該アナリストの有価証券の売買等・保有が<u>重要情報（第8条第1項に規定する「重要情報」をいう。）</u>を利用して行われるものでないことを確認する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・アナリストが対象会社の有価証券を保有している場合には、利益相反の関係に該当するものと考えられることから、第6条第1項に従いその旨をアナリスト・レポートにおいて表示する必要がある。 ・第1項の趣旨をより厳格に徹底するのであれば、例えば、アナリストの家族の証券取引について社内規則を設け、指導・監督することが考えられる。 ・「外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認する」方法 |

| 自主規制規則 | 自主規制規則の考え方（新） | 自主規制規則の考え方（旧） |
|---|---|--|
| <p>該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない。</p> <p>3 協会員は、協会の役員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）が、アナリスト・レポートの作成又は審査に当たり入手した重要情報を利用して役員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければならない。</p> | <p>としては、次のいずれかの事項について措置が講じられていることを契約等により確認すること、又は当該外部アナリストが所属する会社の社内規則等若しくは当該外部アナリストが服する法令・諸規則において次のいずれかの事項が定められていることを確認することが考えられる。</p> <p>イ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有が原則として禁止されていること。</p> <p>ロ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行う場合には、以下の条件等に従うこと。</p> <p><u>i</u> 当該外部アナリストが所属する会社の<u>内部管理部門等</u>の事前の承認を受けた後に取引を行う。又は、当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行った場合には、契約等している協会員に報告する。</p> <p><u>ii</u> 対象会社の有価証券を保有している場合には、第7条第1項に規定する措置に従い、その旨をアナリスト・レポートにおいて表示する。</p> <p>・第3項の規定の趣旨をより厳格に徹底するための方策の参考例としては、次のようなものが考えられる。</p> <p>イ レーティングの変更等のアナリストの意見に関し重要な変更が行われた場合には、事後的に当該銘柄に係る取引の状況をモニタリングする。</p> <p>ロ 朝の会議等において、発表前のアナリスト・レポートについて重要な発言がなされた場合には、一定時間を経過するまで、当該銘柄に係る取引を制限する。</p> | <p>としては、次のいずれかの事項について措置が講じられていることを契約等により確認すること、又は当該外部アナリストが所属する会社の社内規則等若しくは当該外部アナリストが服する法令・諸規則において次のいずれかの事項が定められていることを確認することが考えられる。</p> <p>イ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有が原則として禁止されていること。</p> <p>ロ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行う場合には、以下の条件等に従うこと。</p> <p><u>①</u> 当該外部アナリストが所属する会社の<u>管理部門等</u>の事前の承認を受けた後に取引を行う。又は、当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行った場合には、契約等している協会員に報告する。</p> <p><u>②</u> 対象会社の有価証券を保有している場合には、第7条第1項に規定する措置に従い、その旨をアナリスト・レポートにおいて表示する。</p> <p>・第3項の規定の趣旨をより厳格に徹底するための方策の参考例としては、次のようなものが考えられる。</p> <p>イ レーティングの変更等のアナリストの意見に関し重要な変更が行われた場合には、事後的に当該銘柄に係る取引の状況をモニタリングする。</p> <p>ロ 朝の会議等において、発表前のアナリスト・レポートについて重要な発言がなされた場合には、一定時間を経過するまで、当該銘柄に係る取引を制限する。</p> |

| 自主規制規則 | 自主規制規則の考え方（新） | 自主規制規則の考え方（旧） |
|--------|---|---------------|
| | <u>ハ 重要情報に加え、示唆情報等を利用した有価証券の売買等を禁止する。</u> | |

資料 7

平成 24 年度の協会員に対する監査結果について

平成 25 年 4 月

日本証券業協会

1. 実施状況

- (1) 会員（証券会社）は 87 社（前年度 80 社）を実施。このうち、10 社については、平成 24 年 7 月に設置した特別監査室による特別監査。
- (2) 特別会員（登録金融機関）は 53 機関（同 53 機関）を実施。

2. 監査結果

- (1) 会員は 86 社に通知し、このうち、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 25 社（指摘割合は 29%）と前年度（23 社、29%）と同比率。指摘の内容を見ると、法令違反では前年度に引き続き、自己資本規制比率の算出に係る不備や、投資信託の乗換え勧誘に際し重要な事項について説明を行っていない状況が見られたほか、協会規則違反では前年度になかった勧誘開始基準等に係る不備が認められた。

- (2) 特別会員は 51 機関に通知し、このうち、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 4 機関（同 8%）と前年度（19 機関、36%）に比べ大幅に減少。

これは、前年度において、役職員の有価証券の売買に関する協会規則違反（社内規則の未整備）に係る指摘が 13 機関あったが、24 年度は指摘がなかったため。指摘の内容を見ると、前年度に引き続き、法令違反では業務に関する帳簿書類に係る不備が、内部管理態勢の問題では投資信託の乗換え勧誘に係る管理態勢の不備が認められた。

3. 主な指摘事項

協会員に対する主な指摘事項は以下のとおり。

- (1) 会員
 - ・ 自己資本規制比率の算出に係る不備（法令違反）
自己資本規制比率の算出において、法令、告示の理解不足から、

取引先リスクウェイトの適用を誤り、自己資本規制比率を過大に算出していた事例。

- ・ 投資信託の乗換え勧誘に際し重要な事項について説明を行っていない状況（法令違反）

営業員は、投資信託の乗換え勧誘に際し重要事項（取得手数料、信託財産留保額）について説明しておらず、管理担当部署においても、乗換えに関する重要事項が実際に説明されたか否かを検証していないなど、管理態勢にも問題が認められた事例。

- ・ 勧誘開始基準等に係る不備（規則違反）

複雑な投資信託及びレバレッジ投資信託の販売について、勧誘開始基準に係る社内規則を定めていないまま勧誘・販売を行っている事例や、社内規則を定めていたものの営業部店において正しく理解されていなかったことから、勧誘を禁止している高齢者等に対して勧誘が行われていた事例。

(2) 特別会員

- ・ 業務に関する帳簿書類に係る不備（法令違反）

公共債及び投資信託の募集の取扱いに関して、顧客から申込みの取消し又は変更注文を受けた際、当初の注文において作成した法定帳簿である「募集等の取扱いに係る取引記録」を破棄していた事例。

- ・ 投資信託の乗換え勧誘に係る管理態勢の不備（内部管理態勢の不備）

乗換えの事後チェックを担当する管理部署は、営業員が作成する乗換え勧誘記録において、乗換え勧誘に係る重要事項（概算損益、信託財産留保額）の記載誤り等が多く認められているにもかかわらず見過ごしていた事例。

II 監査実施状況

監査着手日ベース（平成 24 年 4 月～同 25 年 3 月に監査を着手）

| | 会員（証券会社） | | 特別会員（登録金融機関） | |
|---------------|---------------|----------|----------------|---------|
| | 24 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 23 年度 |
| 監査実施会社数 | 87 社 (注 1) | 80 社 | 53 機関 (注 2) | 53 機関 |
| 1 社平均の監査日数 | 6.1 日 | 6.0 日 | 5.0 日 | 4.8 日 |
| (1 社あたりの監査日数) | (3～15 日) | (3～10 日) | (3～7 日) | (4～5 日) |
| 1 社平均の監査人員 | 4.6 人 | 4.5 人 | 3.6 人 | 3.8 人 |
| (1 社あたりの監査人員) | (3～14 人) | (3～15 人) | (2～6 人) | (2～6 人) |

(注 1) 内訳は、証券取引所との合同検査 30 社、本協会単独の監査 57 社。

(注 2) 内訳は、都市銀行等 2 機関、地方銀行 22 機関、第二地銀協地銀 16 機関、信用金庫等 13 機関

III 監査結果の概要

結果通知日ベース（平成 24 年 4 月～同 25 年 3 月に結果通知を交付）

| | 会員（証券会社） | | 特別会員（登録金融機関） | |
|-----------------------|----------|-------|--------------|-------|
| | 24 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 23 年度 |
| 法令・諸規則違反等を指摘した会社数 | 25 社 | 23 社 | 4 機関 | 19 機関 |
| 法令・諸規則違反等が認められなかった会社数 | 61 社 | 55 社 | 47 機関 | 34 機関 |
| 計 | 86 社 | 78 社 | 51 機関 | 53 機関 |

以上

「新規・成長企業へのリスクマネー供給に関する検討懇談会」の設置について

平成 25 年 4 月 8 日
日本証券業協会

1. 趣旨

現在、政府の産業競争力会議では、新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みについての議論が行われており、金融庁においても、クラウドファンディングや地域における資本調達を促す枠組み等についての検討を行う旨が表明されている。これらの具体化を検討するに当たっては、それらが広く利用されるものとなるよう、市場関係者等のニーズを的確に把握し、それを踏まえた枠組みを検討していくことが重要であると考えられる。

については、これらを具体化するに当たっての課題・問題点等、市場関係者のニーズ等について意見交換の場を提供するため、本協会会長の諮問機関として、市場仲介者である会員を中心に構成する「新規・成長企業へのリスクマネー供給に関する検討懇談会」（以下「本懇談会」という。）を設置することとする。

2. 検討事項

次の内容に関し、市場関係者のニーズ等を踏まえつつ、具体的な検討に当たっての課題・問題点等の洗い出し等を行う。

- ① クラウドファンディング
- ② 地域における資本調達を促す枠組み
- ③ その他

3. 構成及び運営

- (1) 本懇談会の委員は、20 名程度とする。
- (2) 本懇談会の委員は、会員の役職員、有識者、市場関係者及び関係機関により構成する。
- (3) 本懇談会には、委員から選任した座長を置く。
- (4) 本懇談会には、オブザーバーを置くことができる。
- (5) 本懇談会は、その検討状況について、適宜、自主規制会議及び証券戦略会議に報告する。

4. 検討期間

本懇談会は、平成 25 年 6 月末までを目途に一定の検討を行う。

5. 事務局

本懇談会の事務局は、金融庁総務企画局市場課の協力を得て、本協会自主規制本部エクイティ市場部が行う。

以 上

第4回産業競争力会議資料

新規・成長企業へのリスクマネーの供給について

平成25年3月15日
金融担当大臣 麻生 太郎

産業競争力会議：民間議員からの御提案についての考え方

産業の新陳代謝の促進

(民間議員からの御提案)

- ◆ 新たな産業(事業)の創出と既存産業の更なる成長
新規参入や新事業が次々と生まれる環境づくりに注力
起業促進のためのインセンティブと仕組みづくり
 - ・クラウドファンディングなどのリスクマネー供給の拡充策

(考え方)

技術やアイデアを事業化する段階では、リスクマネー供給が不十分なことも一因となって、事業を軌道に乗せられない、いわゆる「死の谷」と呼ばれる問題が存在。

新規・成長企業へのリスクマネー供給のための仲介機能を強化し、産業に新たな血が入るよう支援していくため、金融面から以下について検討していきたい。

- ・クラウドファンディング
- ・地域における資本調達を促す仕組み
- ・新規上場のための負担の軽減

